

教育委員会会議 平成27年3月定例会 会議録

日 時	平成27年3月26日 (木) 13:30 開会 15:55 閉会	会 場	教育委員会室
出席委員	森 尚美 真木 源 長江 真理子 寺元 貴幸	田村 芳倫	
出席職員	和田学校教育部長 松尾生涯学習部長 忠政こども保健部長		
	戸田学校教育部企画調整官(兼)教育総務課長 明楽生涯学習部企画調整官		
	松田学校施設課長補佐 内海生涯学習部次長(兼)スポーツ課長		
	織田こども保健部次長(兼)こども課長 松本学校教育課長		
	尾高保健給食課長 峪川生涯学習課長 大倉図書館長		
	谷口文化課長 尾島津山市史編さん室長 平岡歴史まちづくり推進室主幹		
	仁木教育総務課主査 芦田教育総務課主査		
議 事	案	件	担 当 課
1.開 会			
2.委員長あいさつ			
3.会議録署名者 について			
4.前会会議録の 承認			
5.教育長等の 報告			
6.議 事 (1)議 案	<p>(1)議案 は非公開へ、最後に審議。 平成27年度教育行政重点施策について 津山市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について 津山市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則について 津山市教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則について 津山市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について 教育長の職務代理者を定める規則を廃止する規則について 津山市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について 津山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について 津山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について 津山市立学校管理規則の一部を改正する規則について 津山市社会教育委員の委嘱及び解嘱について 津山市文化財保護委員会委員の委嘱について 津山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の任命について 津山市立幼稚園保育料徴収条例施行規則を廃止する規則について 津山市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則について</p>		(教育総務課) (教育総務課) (教育総務課) (教育総務課) (教育総務課) (教育総務課) (教育総務課) (教育総務課) (教育総務課) (教育総務課) (教育総務課) (学校施設課) (生涯学習課) (文化課) (歴史まちづくり推進室) (こども課) (こども課)
(2)協 議	津山市教育委員会に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について		(こども課)
(3)報 告	市議会3月定例会の質問答弁について ～つやまっ子に贈る～読み聞かせ絵本リーフレットの完成について 津山スポーツセンターサッカー場完成記念イベントについて 津山スポーツセンターサッカー場命名権者の選定結果について グリーンヒルズ津山グラスハウスについて 津山市子ども・子育て支援事業計画 つやまっ子にこにこプランについて 津山市立幼稚園保育料徴収条例施行規則について		(各課) (生涯学習課) (スポーツ課) (スポーツ課) (スポーツ課) (こども課) (こども課)

議 事	案 件	担 当 課
7.その他 (1)各課からの お知らせ (2)次回定例会の 開催について 8.閉会	東日本大震災被災者の幼稚園入園の取り扱いの変更について 第22回西東三鬼賞の表彰式について（文化課） ・津山市教育委員会会議4月定例会の日程について 平成27年4月23日（木）午後1時30分から	（こども課）

傍聴者 0名

教育委員会会議 平成 27 年 3 月定例会 会議録

(13 : 30)

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第 15 条 2 項の規定による。

4. 前会会議録の承認

全員賛成

非公開事案の採決

議事の前に、6. 議事(1)議案 は津山市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項の規定に該当するとして、以上 1 件の非公開を全員一致で可決承認。

5. 教育長等の報告

今回は該当なし

6. 議事

(1) 議案

平成 27 年度教育行政重点施策について (教育総務課)

概要説明

津山市教育委員会は、平成 24 年 2 月に、今後 10 年間を見通し、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間で計画期間とする、津山市教育振興の総合的な基本計画である「津山市教育振興基本計画」を策定した。この計画は、「つなぐ力を育む ~あなたとわたし、学校・家庭・地域、そして世代を超えて~」を基本理念に、学校教育や社会教育、生涯学習、スポーツ、文化などの 8 領域、25 項目にわたって、施策の方向性や主な取組を明らかにし、重点的に取り組む施策を示したもの。教育行政重点施策は、その津山市教育振興基本計画に沿って、平成 27 年度に取り組む重点的な施策をまとめたものである。資料 P2 のとおり 3 つの教育基本目標を定め、それらを 8 つの領域に分け、更に 25 の項目に分けて、項目ごとに取りまとめている。内容については 2 月の協議会にてお示しした以降に修正のあった箇所のみ説明。まず、P8 主な取組イ 今後求められる「確かな学力」の向上の 3 つ目が、全国学力・学習状況調査のテスト対策のような印象を受ける文章であったため、全体の学力向上につながるような表現に修正。P25 施策の方向性ア 小中学校の適正規模・適正配置の文中に議会で答弁した内容を追記した。P57 施策の方向性エ 津山市史の編さんについて、津山市史の編さんに取り組みますという文章を、既に取り組んでいることから、津山市史の編さんに着手していますに修正する等である。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

概要説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長が一般職から特別職に位置づけられることに伴い第 2 条第 1 項中「教育長」の文言を削る。この規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、経過措置により現教育長の在任期間中は改正後の規則の規定は適用しない。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

概要説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員長の職と教育長の職が一本化されることに伴う改正。第 2 条第 3 項、第 4 条、第 6 条、第 8 条見出し、第 8 条、第 9

条、第 10 条中の「委員長」を「教育長」に改める。施行日と経過措置については、先ほどの議案 2 と同じ。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

概要説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員長職が廃止され、教育委員長の職と教育長の職が一本化されることに伴うこと等による改正。第 1 条中「第 14 条第 2 項」を「第 15 条第 2 項」に改める（法改正による条ずれの改正）。第 2 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改める。施行日と経過措置については、議案 2 と同じ。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

概要説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員長職が廃止され、教育委員長の職と教育長の職が一本化されること等に伴う改正。第 2 条第 2 項中の定例会の召集日を「第 4 火曜日」から「第 4 木曜日」へ改正するほか、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条中、「委員長」を「教育長」に改める。第 2 条中、臨時会の招集に必要な委員の数を、「委員 2 人以上の者」から「委員の定数の 3 分の 1 以上の委員」に改める（改正法第 14 条第 2 項の規定による）。第 13 条第 1 項、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 号中、「出席委員」を「出席者」に改める。これは教育長が委員でなくなり、「出席委員」では教育長が含まれないため改正するもの。第 15 条第 1 項中、「委員長が事務局職員中より教育長の推薦する者を指名して」を「教育長が事務局職員中より指名して」に改める。第 16 条第 3 号中、「委員」を「出席者」に、「出席した」を「在席した」に改める。施行日と経過措置については、議案 2 と同じ。

全員の挙手により原案通り可決承認

教育長の職務代理者を定める規則を廃止する規則について（教育総務課）

概要説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、現行法中の教育長の事務局の統括等に係る規定が削除されたため、規則を廃止するもの。施行日と経過措置については、議案 2 と同じ。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

概要説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、規則中の根拠法令の条ずれに所要の改正を行うとともに、併せて字句の修正を行うもの。第 1 条中「以下「法」という」を削り、設置目的の根拠法律の「第 18 条第 1 校」を「第 17 条第 2 項」に改め、「教育委員会の権限に属する事務を適正に処理するため」を削り、「組織」を「内部組織」に改める。この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

概要説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員長職が廃止され、現行法の教育委員長の職と教育長の職が一本化されることに伴う改正。別表第 1 中及び別記様式中の津山市教育委員会委員長印（表彰状、賞状用）及び津山市教育委員会委員長印（委員長名をもつてする文書用）の 2 つの公印を削除する。施行日と経過措置については、議案 2 と同じ。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

概要説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長に委任された事

務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないことが規定されたことに伴う改正。併せて、規則の目的（第1条）に法的根拠を記載するとともに字句の修正等、所要の整備を行うもの。第1条の規則の設置目的について、法的根拠（地教行法第25条第1項）に基づくものであることを明記する。第2条の字句について、「点検並びに評価等 点検及び評価等」と地教行法の定めるとおりに改正する。第3条を新設。教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任した場合、新たに地教行法の一部を改正する法律の施行により、その委任された事務について、事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないと規定されたため、第3条を新設する。条文は「第3条 教育長は、前条の規定により教育長に委任された事務で重要なものに関する事務の管理及び執行の状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。」である。施行日と経過措置については、議案2と同じ。原案は修正を要するため、本日は保留とし、修正のうえ、次回教育委員会において議決することを承認。

津山市立学校管理規則の一部を改正する規則について（学校施設課）

概要説明

学校施設の安全管理を実施するため、施設及び設備の保全等に係る部分について所要の改正を行うもの。学校施設の安全・安心の確保のため、老朽化した部分について建築基準法第12条等に基づく点検の実施及び不法侵入や犯罪の発生を未然に抑止するための防犯カメラの設置を進めている。文部科学省は平成22年3月に学校安全の確保のため「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を作成し、学校施設の安全を確認するための安全点検表を示している。また、岡山県は不特定多数の者が撮影される防犯カメラの設置者に対し、平成25年3月19日に「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を作成し、防犯カメラの管理運用についてルールを定めた。よって、第41条に施設及び設備の保全等学校施設の安全点検及び防犯カメラの管理・運用規定を別に定めることについて規定するもの。この規則は平成27年4月1日から施行する。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市文化財保護委員会委員の委嘱について（文化課）

概要説明

津山市文化財保護条例第12条の規定に基づき、津山市文化財保護委員会委員を委嘱する。12名の委員の任期満了によるもので、11名の委員を委嘱する。委嘱期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日まで。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の任命について（歴史まちづくり推進室）

概要説明

津山市伝統的建造物群保存地区保存条例第10条の規定に基づき、津山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員13名を任命する。任命期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日まで。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市立幼稚園保育料徴収条例施行規則を廃止する規則について（こども課）

概要説明

本来、保育料徴収事務については、市長の権限に属することであるが、津山市教育委員会に対する事務の委任に関する規則第2条第1号の規定により、津山市立幼稚園保育料徴収条例第4条に関する事務については、教育委員会に委任されている。しかし、徴収事務については現在こども課で行っており、津山市教育委員会に対して事務を委任する必要が無いために、後ほど協議でご説明するが、津山市教育委員会に対する事務の委任に関する規則を改正し、第2条第1号を削除することとしている。このことから、この条項を受けて津山市教育委員会で定める本規則についても改正が必要である。また、本規則は、国が定める幼稚園就園奨励費補助金に対応する公立幼稚園保育料の減免について規定したものであった。しかしながら、4月から施行される子ども・子育て支援制度では、公立幼稚園は施設給付型施設となり、幼稚園就園奨励費補助金の対象外となるため、該当の減免規定については不要となることから、本規則は廃止するもの。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則について（こども課）

概要説明

津山市立幼稚園預かり保育条例の改正により（3月議会）長期休業日を定義したことに伴い、当該施行規則において定めていた長期休業日についての規定が不要となったため、所要の改正を行うもの。条例の改正に伴い題名を「津山市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する条例施行規則」に改める。これは、子ども・子育て支援新制度により、公立幼稚園の預かり保育が新制度に基づく一時預かり事業に位置付けられたことに伴い改正するもの。また、先ほどの長期休業日との関係は、資料P59からP60のとおり改正前は長期休業日を第3条（実施時間）に具体的に規定していたが、その長期休業日についての記載を、津山市立幼稚園規則を根拠とするものに改める。

全員の挙手により原案通り可決承認

(2) 協議

津山市教育委員会に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について（こども課）

概要説明

公立幼稚園の徴収事務については、市長の権限に属することであるが、現在は、津山市教育委員会に対する事務の委任に関する規則第2条第1号に規定により、津山市立幼稚園保育料徴収条例第4条に関する事務については、教育委員会に委任されている。しかし、徴収事務については現状こども課で行っており、津山市教育委員会に対して事務を委任する必要が無いために削るもの。第2条第1号を削り、第2号から第13号までを1号ずつ繰り上げるもの。

全員の挙手により原案どおり可決承認

(3) 報告

市議会3月定例会の質問答弁について（各課）

概要説明

（学校教育部）

各課とあるが各企画調整官よりまとめて報告する。市議会3月定例会は3月2日開会、9日から13日に一般質問、3月24日に閉会している。まず学校教育部では1会派、12人の議員から41の質問があった。質問については資料P67以降、答弁はP77以降のとおり。質問の主なものは、教育委員会制度改革について、要保護・準要保護児童生徒の経年変化や支給内容について、津山市の教育の状況と今後について、「学びの共同体」の取り組みについて、学力と体力、スポーツの関係・人づくり教育について、阿波小の統廃合から1年が経ち子どもたちの思いについて、通学路の総点検について、青少年を暴力団から守るため行政が学校などに行った措置について、産後女性の心理を大切に教育について、津山市教育委員会として子どもたちへのネット環境対応についての考えについて、道徳の教科化に向けての本市における取り組みについて、食育について、教育の独自性・政治からの独立について等である。（上記の質問に係る答弁を資料により説明）

（生涯学習部）

生涯学習部では10名の議員から質問があった。質問については資料P72以降、答弁はP89以降のとおり。主な質問としては、津山城天守閣復元について4名の議員から質問があり、ガラスハウスをはじめスポーツ施策の整備に関することについて等である。（上記の質問に係る答弁を資料により説明）

（こども保健部）

こども保健部では4名の議員から質問があった。質問については資料P75、答弁はP96以降のとおり。主な質問としては、来年度から始まる子ども・子育て支援新制度に基づき策定した子ども・子育て支援事業計画について、公立幼稚園の再構築計画について、保育料の減免についてである。（上記の質問について公立幼稚園の再構築計画について資料により説明）

～つやまっ子に贈る～読み聞かせ絵本リーフレットの完成について（生涯学習課）

概要説明

～つやまっ子に贈る～読み聞かせ絵本リーフレットが完成したので報告するもの。第3次津山市こども読書プラン策定記念事業として、小学校1～2年生、幼稚園児、保育園児、乳幼児等を対象として作成した。広く市民の方から公募した絵本の中から選定委員が選んだ計71冊を紹介している。市内小学校の1～2年生、幼稚園、保育園に既に配布済みで、乳児検診時にも配付している。読み聞かせの啓発と

なるよう活用していきたい。

報告 から を一括して説明。

津山スポーツセンターサッカー場命名権者の選定結果について（スポーツ課）

概要説明

報告 の前に報告 を先に説明する。津山スポーツセンターサッカー場の人工芝生化に伴い、財源の確保、施設利用者サービスの維持向上に努めるため、津山市初の施設の命名権の選定を行った。その結果、契約先は菅田株式会社、愛称は『カンダグループ サッカー・ラグビー場』、契約期間は平成 27 年 3 月 20 日から 3 年間、契約金額は 3 年間で 243 万円（年額 81 万円）。

津山スポーツセンターサッカー場完成記念イベントについて（スポーツ課）

概要説明

津山スポーツセンターサッカー場の完成を記念して、平成 27 年 3 月 28 日（土）カンダグループ サッカー・ラグビー場（津山スポーツセンターサッカー場）において、津山スポーツセンターサッカー場完成記念イベントを開催する。内容は、午前に完成記念式典、中学生以下を対象としたサッカー教室、午後からは作陽高校と島根県立正大浜南高校との記念試合などを予定している。

グリーンヒルズ津山ガラスハウスについて（スポーツ課）

概要説明

グリーンヒルズ津山 ガラスハウス管理運営について行われた事業仕分けによる仕分け結果は「民間等で実施」であった。詳細については資料のとおり。

津山市子ども・子育て支援事業計画 つやまっ子にここプランについて（こども課）

概要説明

津山市子ども・子育て支援事業計画については 1 月教育委員会でご報告したが、この度正式に策定したので報告する。広く親しまれるようサブタイトルを「つやまっ子にここプラン」とした。計画期間は平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間。この計画は、子ども・子育て支援法に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定めるもの。また、平成 26 年度までを計画期間とする「津山市子育て支援行動計画（後期計画）」を継承し、津山市の子育て支援施策を幅広く盛り込むとともに、母子家庭や父子家庭などの「ひとり親家庭」の経済的自立や子育てを総合的に支援する「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」としても位置づけ、必要な施策を盛り込む。本計画の基本理念を「子どもの笑顔があふれるまち」と定めている。「子どもの笑顔」には、子ども一人一人が十分な愛情や教育を受けて健やかな心身を育み、自信や優しさをもちながら他者と信頼関係が築ける子どもに育ててほしいという願いや、保護者が子育ての喜びや大切さを実感できるような環境を実現させたいという思いが込められている。「子どもの育ち」「子育て家庭」「地域力づくり」に視点を置いた 3 つの基本目標の下で施策を展開していく。保育所（園）・幼稚園などの教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み（利用ニーズ）と提供体制の確保に向けた取組は資料 P 108 のとおり。

津山市立幼稚園保育料徴収条例施行規則について（こども課）

概要説明

子ども・子育て支援法及び津山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業のうち、公立幼稚園の利用者負担の額その他必要な事項に関し規則を定めるもの。従前公立幼稚園の保育料については、津山市立幼稚園保育料徴収条例において月額 6,000 円の一律負担で定めていた。来年度から始まる新制度においては、公立施設の利用者負担額については、国が示す保育料の上限を超えない範囲で、保護者の負担能力に応じて各市町村が定めることとなった。条例では国が定める上限額のみを設定し、今回制定する本規則において利用者負担額を定めるもの。

東日本大震災被災者の幼稚園入園の取り扱いの変更について（こども課）

概要説明

現在津山市では、東日本大震災における被災児童が幼稚園に入園した場合、平成 26 年度末を限度として保育料等を免除することとしていたが、免除期間を平成 27 年度中（平成 28 年 3 月 31 日まで）に変更する。この取り扱いは震災のあった平成 23 年度から実施しているが、現在、幼稚園での利用者はい

ない。

(非公開)
削除

7. その他

(1) 各課からのお知らせ

第 22 回西東三鬼賞の表彰式について（文化課）

概要説明

第 22 回西東三鬼賞は浅井慎平氏が受賞された。表彰式は 4 月 3 日(金)に実施する。その他の受賞者の方は作品集へ記載のとおりであるのでご覧いただきたい。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議 4 月定例会を、平成 27 年 4 月 23 日(木)午後 1 時 30 分から開催。
全員賛成により決定。

8. 閉会

(15 : 55)